３．漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

４．独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

（１）提供媒体　□ ＣＤ－Ｒ　□ ＤＶＤ－Ｒ

（２）提供方法　□ 窓口受領　□ 郵送

記載要領

１．不要な文字は、抹消すること。

２．「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 11 の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。

３．「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、（１）から（４）までの事項を具体的に記載すること。また、（４）の「上記（３）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

４．「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

５．「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第 44 条の 12 第１項前段の提案をする場合に限る。）。

６．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

３．漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

４．独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

（１）提供媒体　□ ＣＤ－Ｒ　□ ＤＶＤ－Ｒ

（２）提供方法　□ 窓口受領　□ 郵送

記載要領

１．不要な文字は、抹消すること。

２．「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 11 の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。

３．「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、（１）から（４）までの事項を具体的に記載すること。また、（４）の「上記（３）の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

４．「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

５．「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第 44 条の 12 第１項前段の提案をする場合に限る。）。

６．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。